

ひたちなか市総合運動公園 陸上競技場ご利用案内

■開設期間 通年
■営業時間 9:00～21:00(専用使用以外の使用にあつては日没まで)
毎週 水・金・土 17:00-19:00／18:00-20:00 は
ナイトRUN(夜間個人利用開放事業)として個人利用が可能
(大会等の催事がある場合はご利用できない場合もございます)
ナイトRUN:1回2時間 200円(照明代込)ご予約が必要となります。

■定休日
毎週月曜日
(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
■ご予約について
専用利用:使用日の1か月前から7日前まで(電話予約のみ)
個人利用:利用可能かお電話にてご確認をお願いいたします



■使用時間【専用使用の場合】

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
---------------	----------------	----------------

※午前午後夜間の3区分において使用時間が2区分以上に渡る場合は区分間の時間も続けて利用できます。

■使用時間【個人使用の場合】

9:00～12:00	10:00～13:00	11:00～14:00	12:00～15:00
13:00～16:00	14:00～17:00	15:00～18:00	16:00～19:00

※9:00～ 日没までのご利用となります。時間延長はできません。

※大会、ナイトラン等によりご利用になれない場合があります。

※水・金・土曜日のナイトRUN開催時は、17:00までのご利用となります

■使用料金 使用許可時に納入してください。総合体育館 1 階に券売機あり。券を購入後窓口で受付を行ってください。

■還付について 一旦納めて頂いた使用料は還付いたしません。
但し、使用7日前までの利用取消しの場合と使用当日の雨天等による取消で、14日以内に手続を行った場合は使用料を還付いたしますので、印鑑をご持参のうえ総合体育館で手続をして下さい。

ひたちなか市総合運動公園 陸上競技場料金表

個人使用の場合(単位:円)※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設名	使用区分		使用単位	金額
競技場	一般	市内	1 回 3 時間	180
		市外		270
	高校生以下 65 歳以上	市内		90
		市外		130

■備考

■その他の催物に使用する場合を除き、市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあつては、
規定料金の1.5倍の額になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。(※)

■個人使用においての投てき競技用具の貸出は行いません。

専用使用の場合(単位:円)※令和 8年 10 月 1 日現在

使用区分					金額				
					午前	午後	夜間	延長 1H	
競技場	アマチュア スポーツ使用	入場料徴収	一般	市内	7,080	9,440	7,080	2,360	
				市外	10,620	1,4160	10,620	3,540	
		しない場合	高校生以下	市内	3,540	4,720	3,540	1,180	
				市外	5,310	7,080	5,310	1,770	
		入場料徴収	一般	市内	35,400	47,200	35,400	11,800	
				市外	53,100	70,800	53,100	17,700	
			する場合	高校生以下	市内	17,700	23,600	17,700	5,900
					市外	26,550	35,400	26,550	8,850
	その他	入場料徴収しない場合				70,800	94,400	70,800	23,600
	催物使用	入場料徴収する場合				1 日につき 1 日の最高入場料の 150 人分の額又は 528,480 円のいずれか高い方の額			
会議室	アマチュア スポーツ使用	入場料徴収	一般	市内	1時間	350			
				市外		520			
		しない場合	高校生以下	市内		170			
				市外		250			
		入場料徴収	一般	市内		1,050			
				市外		1,570			
			する場合	高校生以下		市内	520		
						市外	780		
	その他	入場料徴収しない場合				700			
	催物使用	入場料徴収する場合				3,130			
更衣室 (シャワー室)		入場料徴収	一般	市内	1時間	350			
				市外		520			
		しない場合	高校生以下	市内		170			
				市外		250			
		入場料徴収	一般	市内		700			
				市外		1,050			
			する場合	高校生以下		市内	350		
						市外	520		

■備考

■午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時まで 夜間:午後6時～9時まで

■市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあっては、規定料金の1.5倍の額になります。

10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。(※)

■高校生以下又は65歳以上の方が使用する場合は、規定料金の5割の額になります。

10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■延長時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなします。

付属設備及び器具使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

名称	使用単位(1日当たり)	金額
放送設備	一式	3,520
写真判定装置	一式	17,620
看板・横断幕・懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の一時的な広告物)	1㎡	2,360

■準備のために使用する場合は規定料金の5割の額になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

照明設備使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

名称	使用単位(1 時間)		金額
照明設備	全 灯	市内	15,710
		市外	23,560
	1/2 灯	市内	7,850
		市外	11,770
	1/3 灯	市内	5,230
		市外	7,840

■準備のために使用する場合は規定料金の5割の額になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

売店等使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分	使用単位(1日)	金額
売店等	1㎡	1,190
立ち売り	1人	1,190

冷暖房使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設名	使用区分	金額	
		入場料徴収しない	入場料徴収する
本部室	1 室 1 時間	590	950
放送室		310	480
審判員控室		310	480
会議室		310	480

■その他の催物に使用する場合を除き, 市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあっては, 規定料金の1.5倍の額になります。(※)

■準備のために使用する場合は規定料金の5割の額になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する者が, 自己の余暇活動のために使用する場合にあっては, 市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。

水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市